

平成 20 年 9 定 県民企業常任委員会

行田委員

先週は様々な角度で議論させていただきましたので、特に本日は質問という形ではなく要望を一つさせていただきたいと思います。

DV の問題について、国の法律が改正されて、それに伴って神奈川県の方も改正をしていくということで、非常に重要なことだと考えております。

当局の方のお力もいただきまして、昨日、うちの国会議員を連れまして、かながわ女性センターの方に視察をさせていただきました。相談窓口事業とか、この DV 対策、様々な形で本当に現場はやっているというふうに私は認識させていただきました。その中で、話を聞いていますと、相談件数は年間 9,000 件だと。さらに、DV に関しては 5 年前と比べても倍になっているという中で、現場は必死になって、県民の生活を守る。特に、女性の立場、子供の立場を守ることに對して、体を張ってやっているということを認識させていただきました。

こうした女性サポートの徹底ということも今後やっていかなければいけない。また、昨日の話の中で、デート DV というのが非常に増えてきておりまして、この対策をいかに打っていくかということも、本当に迅速かつ徹底した対策をやらなければいけないということを感じました。

男女共同参画社会の実現ということに向けて、これはもう社会の構造改革です。今、国の方でもやっておりますけれども。これに向けての非常に重要なファクターであるという認識をしております。ただ、それを実現していくにおいて、やはりどうしても予算措置という話が重要であります。それが故に国会議員も一緒に来てもらったんですけども、県で予算をねん出して、そういうセンターをつくったり、NPO と協働したりという形でやっているということも大変重要で、頑張っているのは分かるんですが、これは先週も質問しましたが、職員を増やして、とにかく本当に円滑な対応をしていかなければいけないということには予算が必要だし、ただ一方で、国の縦割り行政の中で、なかなかこうした分野に対する予算措置が進んでいないという現実があるわけです。

私どもも本当に全力で、昨日来た議員もそうでございますが、とにかく女性のサポートを徹底してやっていくという視点において予算をとってきたいと。そうした意味からも、県からも予算措置の拡大を強く要請していただきたいということを改めて要望させていただきます。

行田委員

それでは、本常任委員会に付託されました諸議案につきまして、公明党神奈川県議団を代表しまして、賛成の立場から意見を表させていただきます。

県民部関係からでございますが、まず、DV 対策についてであります。

DV 被害者は非常に困難な状況に置かれております。そうした方はどこに相談していいのなかなか分からないし、分かっているても実際に電話をすることは恥ずかしいわけです。DV 被害者に情報がきちんと届くよう、市町村や関係者とも協力して工夫をしながら、周知・広報に努めていただきたい。また、やっとの思いで相談してきた方々に対して、子供を含めて児童相談所などの関係機関と連携して、しっかりと支援していただきたい。相談件数も伸びてきている中で、DV 被害者の支援に必要な専門員など、体制の充実にも、非常に厳しい状況であることは理解しておりますが、国への予算要望を含めまして、鋭意努力していただきますよう要望いたします。

次に、県民パートナーシップ条例（仮称）についてでございます。

これからの社会は、行政はもちろん、県民、NPO、さらには企業なども、社会を支える担い手として期待されており、それぞれのボランティア活動が活発になるとともに、皆さんが協力して活動を行うことが重要となってきます。条例の制定に当たっては、理念の部分も重要であります。併せて、ボランティア活動やパートナーシップが一層活発となるよう、広く県民からの評価を得られるような仕組みを含めた具体の施策の内容にも十分配慮していただきたいというふうに思います。

次に、外国籍県民に対する情報提供についてであります。

県政情報をタイムリーに県民に提供することは、県民の利便性の向上だけでなく、県政参加の促進という点からも重要であると考えます。このことは外国籍県民についても同様でありまして、県から発信される情報が外国籍県民を含めた多くの県民に的確に提供されることは重要であると考えるので、特にメールマガジンについて、財団と十分に連携をとりながら、中国語版の創設も含め、情報提供の充実及び目標を持った登録者数拡大の取組を要望いたします。

次に、県民ホールのバリアフリーについてであります。

県民ホールの改修時期については、引き続き鋭意検討していただきたいわけですが、それまでの間も、移動が困難な方が県民ホールの公演をより楽しんでいただけるよう、移動の介助が必要な方への声掛けを更に徹底する。例えば「移動が困難な方は声を掛けてください」という表示をするなど、来場者の立場に立って、より積極的な対応を図ることが必要であり、細やかな対応を工夫していただくよう要望いたします。

神奈川芸術劇場の管理運営についてであります。

この点については、様々な議論が行われております。指定管理者制度の導入の目的に沿って、公平で適切な運営が行われるよう準備を進めていただきたいと考えます。

次に、企業庁関係であります。

まず、水道施設における自然災害への対策についてであります。

企業庁が実施している水道事業のほとんどは、県民生活にとって重要な基幹施設の管理運営であると考えております。災害に対する備えもまた県民にとって重要であります。企業庁としても施設面のハード対策とソフト対策、周辺自治体等との連携強化に引き続き取り組み、災害対策に万全を期してもらい、県民の安全・安心の確保に努めていただきたいと思っております。

電気事業の剰余金活用についてであります。

これにつきましては、状況を見ながら、法律、条例の範囲内で解釈の仕方もあると思っておりますが、県政のために有効かつ効果的な資金の活用を、この厳しい状況下でもございますので、お願いをしたいというふうに思います。

最後に、企業庁関連事業の情報発信についてであります。

このたびは、さがみの水につきまして、様々な議論をさせていただきましたが、県民の中には様々な意見があるのは当然のことです。無駄ではないということの証明をすべく、県としては多くの方々に支持されるような事業の推進、ネット等を活用した情報発信をしっかりとやっていただきたい。

以上、数点にわたりまして申し上げ、本常任委員会に付託されましたすべての議案について賛成をいたします。